

環 廃 対 発 第 1604281 号
環 廃 産 発 第 1604281 号
平 成 2 8 年 4 月 2 8 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

指定廃棄物対策担当参事官

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 9 号。以下「改正省令」という。）が本日公布及び施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された廃棄物のうち、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 8,000 Bq/kg を超えるものは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。)第 17 条第 1 項の規定により環境大臣が指定し、第 19 条の規定により国が処理を行うこととなっている。

特措法では、これまで指定廃棄物の指定解除(指定廃棄物の指定を取り消すことをいう。以下同じ。)の要件や手続が規定されていなかったことから、今般、特措法第 58 条(施行に関し必要な事項の環境省令への委任)の規定に基づき、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成 23 年環境省令第 33 号。以下「規則」という。)の一部改正により、所要の規定の整備を行った。

第二 改正の内容

1 指定解除の要件等

- (1) 8,000 Bq/kg 以下であることを環境大臣が確認する場合(改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 1 項)

手続の流れ

環境大臣は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていると認めるときは、当該指定廃棄物に係る一時保管者(特措法第 17 条第 2 項(第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。))の規定により指定廃棄物の保管を行う者をいう。以下同じ。)及び処理責任者(指定解除後の廃棄物について廃掃法第 6 条の 2 第 1 項の規定により収集、運搬及び処分(再生することを含む。)しなければならないとされる市町村又は第 11 条第 1 項の規定により処理を行わなければならないとされる事業者をいい、当該指定廃棄物に係る一時保管者を除く。以下同じ。)に協議を行った上で、当該指定廃棄物について指定解除することができる。

ア 特措法第 16 条第 1 項の報告に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 5 条で定める方法

イ 特措法第 18 条第 1 項の申請に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 20 条で定める方法

放射能濃度の調査の進め方等

指定廃棄物の放射能濃度の調査については、指定廃棄物が保管されている各都県の状況を踏まえ、各都県、一時保管者等の関係者と調査の要否、時期等について相談の上、実施することを想定している。

放射能濃度の調査の方法については、「廃棄物関係ガイドライン（環境省平成 25 年 3 月第 2 版）」第 1 部第 3 章又は第 4 章に沿って、原則として、特措法第 16 条第 1 項又は第 18 条第 1 項に基づく調査を行った際と同じ調査単位ごとに行うこととする。複数の調査単位についてまとめて指定を受けている場合であって、調査単位を明確に区別して管理できる場合には、調査単位ごとに部分的に指定解除することも可能とする。

また、指定廃棄物の一時保管者及び処理責任者と国の間で行う協議については、一時保管者や処理責任者の指定解除に係る意向、指定解除後の処理の見込み（処理の方法、予定時期等）等について確認を行うこととしている。

(2) 8,000 Bq/kg 以下であることを一時保管者が確認する場合

手続の流れ（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 2 項）

一時保管者が、第二 1（1）ア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていると思料するときは、環境大臣に対し、当該指定廃棄物の指定解除を申し出ることができる。

申出を受けた環境大臣は、申出に係る調査が第二 1（1）ア又はイに定める方法により行われたものであり、かつ、当該指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 8,000 Bq/kg 以下になっていると認めるときは、当該指定廃棄物に係る処理責任者に協議を行った上で、当該指定廃棄物について指定解除することができる。

申出の方法（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 3 項）

一時保管者が行う指定解除の申出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第一号の二による申出書に、第二 1（2）の調査の対象とした指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、これ

を環境大臣（管轄の地方環境事務所長）に提出して行うものとする。

ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 第二 1（2） の調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

ウ 第二 1（2） の調査の対象とした指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日

エ 第二 1（2） の調査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

オ 申出をする者と第二 1（2） の調査の対象とした指定廃棄物に係る処理責任者が異なる場合にあっては、当該処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

放射能濃度の調査の進め方等

放射能濃度の調査の方法については、「廃棄物関係ガイドライン（環境省平成 25 年 3 月第 2 版）」第 1 部第 3 章又は第 4 章に沿って、原則として、特措法第 16 条第 1 項又は第 18 条第 1 項に基づく調査を行った際と同じ調査単位ごとに行うこととする。複数の調査単位についてまとめて指定を受けている場合については、調査単位を明確に区別して管理できる場合には、調査単位ごとに部分的に指定を解除することも可能とする。

調査の実施にあたっては、特に試料採取の代表性の確保に留意すること。指定を受けた当時と現在で指定廃棄物の保管状況が異なる等の理由により、調査単位の設定方法等について疑義がある場合は、調査実施前に、あらかじめ管轄の地方環境事務所まで相談されたい。また、指定解除後の処理先が放射能濃度の測定結果の提示を求めるかどうか、求める場合はどのような書類の提示が必要となるか等について、可能な限りあらかじめ確認し、調査結果が指定解除後の円滑な処理の実施にも資するようにすることが望ましい。

また、指定廃棄物の処理責任者と国の間で行う協議については、処理責任者の指定解除に係る意向、指定解除後の処理の見込み（処理の方法、予定時期等）等について確認を行うこととしている。

申出書の提出に当たっては、提出書類の不備等がないようにするため、管轄の地方環境事務所へ事前相談を行うようにされたい。また、市町村が占有者に代わって指定廃棄物の指定申請を行った農林業系廃棄物については、指定解除の申出も当該市町村が行うこととなるので留意されたい。

- 2 指定解除する旨の通知（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 4 項）
環境大臣は、第二 1（1）又は（2）により指定解除することとなったときは、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

指定解除する指定廃棄物の一時保管者及び処理責任者

指定解除する指定廃棄物が、指定解除後に一般廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する市町村、産業廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃掃法第 24 条の 2 第 1 項の規定によりその長が廃掃法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市（ に掲げる者を除く。）

第三 指定解除後の廃棄物の処理

1 関係法令の適用関係

指定解除後は、廃掃法の処理基準等に基づき、市町村又は排出事業者の処理責任の下、廃棄物の処理を行うこととなる。また、指定解除後に特措法第 23 条第 1 項に規定する特定一般廃棄物又は同条第 2 項に規定する特定産業廃棄物に該当する場合は、廃掃法の処理基準のほか、規則第 29 条の特定一般廃棄物処理基準又は規則第 31 条の特定産業廃棄物処理基準も適用されることとなる。指定解除後の廃棄物が特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に該当するかどうかについては、別添を参照のこと。

また、中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定された場合等の産業廃棄物管理票に関する取扱いについては、「中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 18 日付け環産産発第 1301183 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により通知しているが、指定解除に伴う産業廃棄物管理票の取扱いについては、別途示す事務連絡を確認のこと。

2 国による支援策

（1）技術的支援

指定解除後は、廃掃法の処理基準等に基づき、市町村又は排出事業者の処理責任の下、廃棄物の処理を行うこととなるため、指定解除後の処理先確保については、指定解除後の廃棄物の処理責任者において進めることとなる。しかしながら、国としても、指定解除後の廃棄物の処理が最後まで円滑に進むよう、処理業者、周辺住民等の関係者に対する処理の安全性の説明等の技術的支援を行うこととしている。指定解除後の処理先確保にあたって必要があれば、環境

省に対応を相談いただきたい。

なお、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物は、通常行われている処理方法によって周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理を行うことが可能であるが、このことは規則において指定廃棄物の指定基準（8,000 Bq/kg）を定める際に、環境省の災害廃棄物安全評価検討会で議論を行ったほか、環境大臣から放射線審議会にも諮問を行い、妥当である旨の答申を得ている。また、平成 28 年 3 月 16 日に環境省が開催した指定廃棄物処分等有識者会議（第 9 回）においても、改めて妥当とされたところである。引き続き、国においても、8,000 Bq/kg 以下の放射能濃度の廃棄物の処理の安全性の周知を行っていくが、貴管内の廃棄物処理施設において、8,000 Bq/kg 以下の放射能濃度の廃棄物について科学的及び法的根拠に基づかない引取りの制限が行われることのないよう、今後とも適切な対処をお願いする。

（２）財政的支援

指定解除後の廃棄物については、これまで指定廃棄物として指定されていた経緯に鑑み、その処理を円滑に進めるため、国が処理費用の財政的支援を行うこととしている。財政的支援の内容については、本日付けで別途示す放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金の交付要綱及び実施要領に係る通知を確認されたい。なお、指定解除後の廃棄物の処理費用について、国による財政的支援を受けたいことを希望する場合には、当該指定解除後の廃棄物を明確に識別することができるよう、処理の着手まで他の廃棄物と混合しないように管理すること。

また、指定廃棄物の一時保管について環境省と委託契約を締結しており、当該委託契約により設置した保管のための設備等について、指定解除後に国の費用負担による一時保管施設の撤去を希望する場合には、管轄の地方環境事務所まで対応を相談いただきたい。

指定解除後の廃棄物に係る特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の
考え方について

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年環境省令第5号。以下「特定一廃等改正省令」という。）が平成28年3月30日に公布され、平成28年4月1日から施行されている。

この直近の改正も踏まえ、指定解除後の廃棄物に係る特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の要件の考え方は、以下のとおりとなる（別表参照）。

1．施設由来の廃棄物（以下の ～ に掲げる廃棄物）

水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥

公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場からの発生汚泥等

工業用水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥

一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

集落排水施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥

（1）指定解除後の廃棄物の排出時期が特措法の完全施行日（平成24年1月1日）以降であることが明らかな場合

特定一廃等改正省令による改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件に照らして、廃棄物の種類及び性状、生じた施設の種類並びに排出された地域が当該要件に該当する場合は、指定解除後の廃棄物が特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に該当する。

（2）指定解除後の廃棄物の排出時期が特措法の完全施行日以降であることが明らかでない場合

規則施行当初の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件（廃棄物の種類、生じた施設の種類及び排出された地域）に該当する場合は、指定解除後の廃棄物が特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に該当する。

2．廃稻わら・廃堆肥

排出時期にかかわらず、特定一廃等改正省令による改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件に照らして、排出された地域が該当する場合は、指定解除後の廃棄物が特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に該当することとなる。

別表 特定一廃等改正省令による改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

施設の種類の種類	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
水道施設	乾燥汚泥（天日乾燥）												
	脱水汚泥、乾燥汚泥（天日乾燥以外）												
公共下水道及び流域下水道施設（焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設）	焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る）												
	流動床炉以外から生ずるばいじん												
公共下水道及び流域下水道施設（脱水汚泥を排出する施設）	脱水汚泥												
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥												
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻												
	ばいじん												
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥												
-	廃稲わら												
-	廃堆肥												
-	除染廃棄物	（除染実施区域内）											
-	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	（地域限定なし）											

- ： 排出時期にかかわらず、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。
- ： 排出時期にかかわらず、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。ただし、特措法の完全施行日（平成 24 年 1 月 1 日）以降に排出されたことが明らかな廃棄物であって、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じるものについては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。
- ： 排出時期が特措法の完全施行日（平成 24 年 1 月 1 日）以降であることが明らかな場合以外は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。